

令和7年度 市民税・県民税申告日程表

受付時間：午前9時～11時・午後1時～4時

※申告相談日について、各会場により異なりますので、申告日程表をよくご確認のうえ会場にお越しください。
※申告受付の開始直後と終了直前は混雑が予想されます。ご都合のつく方は、他の日にご来場ください。
※土曜・日曜・祝祭日の会場開設はしませんが、**3月2日（日）**に限り各会場にて開設します。
※○印の付いている日が開場日になります。

月	日	曜日	挾間地区	庄内地区	湯布院地区
会 場			挾間庁舎 4階大会議室	本庁舎 新館1階市民ホール	ゆふいんラックホール 2階会議室1・2
2月	10日	月	○ (主に石城、由布川地区の方)		
	11日	火	閉 庁 日		
	12日	水	○ (主に挾間、谷地区の方)		
	13日	木			○
	14日	金		○	
	15日	土	閉 庁 日		
	16日	日	閉 庁 日		
	17日	月	○	○	○
	18日	火	○	○	
	19日	水	○	○	
	20日	木	○	○	
	21日	金	○	○	
	22日	土	閉 庁 日		
	23日	日	閉 庁 日		
	24日	月	閉 庁 日		
	25日	火	○	○	
	26日	水	○	○	
	27日	木	○	○	
	28日	金	○	○	
	3月	1日	土	閉 庁 日	
2日		日	○	○	○
3日		月		○	○
4日		火		○	○
5日		水		○	○
6日		木		○	○
7日		金		○	○
8日		土	閉 庁 日		
9日		日	閉 庁 日		
10日		月		○	○
11日		火		○	○
12日		水		○	○
13日		木	○	○	○
14日		金	○	○	○
15日		土	閉 庁 日		
16日		日	閉 庁 日		
17日		月	○	○	○

◎2月10日～2月14日の申告相談は、
公的年金のみの収入の方（2月17日以降でも可）が対象になります。
公的年金以外に、給与・事業・農業・個人年金などに関する収入がある方は2月17日以降の受付になります。

◎2月17日（月）～2月28日（金）までの間、
平日に限り庄内会場において税理士による
無料申告相談あり。

湯布院会場において駐車場に限りがございます。
満車の場合は旧国民宿舎跡をご利用ください。



※下記申告について確定申告を行う場合は、市役所の会場では受付できません。（提出のみなら受付可。）
・土地建物の売買（収用は除く）、株式の売買、山林の売却、先物取引、退職金、青色申告、過年度申告

大分税務署 での確定申告について 大分税務署 ☎ 097-532-4171（自動音声案内）

日時：令和7年2月17日～令和7年3月17日（午前9時～午後4時）＊土日・祝日を除きますが、3月2日（日）は開設します。

場所：九州電力株大分支店2階（駐車場はご利用できません。入場整理券が必要です。詳しくは大分税務署へお問い合わせください。）

令和7年度 市民税・県民税申告のお知らせ（由布市）

※申告書は各戸に1部配布しています。足りない場合は郵送しますので、ご連絡ください。

お手元の申告書は、皆さまの昨年1年間（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得金額などを記載するためのものです。

申告がない場合、所得（課税）証明が発行できなかったり、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料のほか介護保険料、保育園の保育料の算定など、申告状況を基に算定している行政サービスの負担額が正しく計算できない場合や軽減措置が受けられないことがあります。

収入がなくても上記のサービスを受ける方については、必ず期限内に申告をしてください。

申告をしなければいけない人

令和7年1月1日現在由布市に居住しており、令和6年中に所得があった人。

※令和6年中に無職・無収入等で所得のなかった人でも、令和7年1月1日現在由布市に居住していた人は、住所・氏名等を記入し、所得金額の合計欄に「0」と記入してください。

申告する所得

令和6年1月1日から12月31日までに得た所得です。

市民税・県民税の申告をしなくてもよい人

- 令和6年分の所得税確定申告書を提出する人。
- 令和6年中の所得が年末調整済み給与のみの人。
ただし、給与が二か所以上ある人や、給与以外の所得がある人は申告が必要です。
- 令和6年中の所得が年金のみの人。
ただし、控除のつけたしなどがある人は申告が必要です。また、非課税年金（遺族・障害年金等）のみの方は申告が必要です。

住 所

令和7年1月1日現在の住所を記載してください。

提 出 先

税務課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課

※郵送の場合は税務課宛てで右の郵送先に送ってください。

提出期限 令和7年3月17日(月)

令和7年度の主な税制改正について

住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の拡充

所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた人で、所得税から控除しきれない控除額がある場合、一定の額を限度として、市・県民税から控除することができます。

○令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン控除の借入限度額等について、子育て世帯等に対する住宅ローン控除が拡充されました。

令和6年中に入居する場合の借入限度額

新築住宅・買取再販住宅	長期優良住宅・低炭素住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
子育て世帯・若者夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円
それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

子育て世帯(19歳未満の扶養親族を有する世帯)または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和6年に新築住宅等に入居する場合は、令和4年・令和5年の借入限度額の水準が維持されます。

○新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額1,000万円以下の方に対して、新築住宅の場合の床面積要件を50平方メートル以上から40平方メートル以上とする緩和措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日に延長されます。

申告に必要なもの

- 申告書
- 本人確認・個人番号確認に必要な書類
①～③のいずれかが必要です。
①マイナンバーカード
②個人番号記載の住民票＋写真つきの身分証
③個人番号記載の住民票＋写真なしの身分証2点
- 源泉徴収票（ないときは支払者の証明書）
- 控除を受ける場合は各種証明書
例）生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・社会保険料控除証明書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は除く）・医療費控除の明細書
※医療費控除を受ける場合の「医療費控除の明細書」を必ず事前に準備してください。
- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちください。
- 配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、被扶養者のマイナンバーがわかるものをお持ちください
- その他証明書

問い合わせ・郵送先

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 税務課 課税係

☎097-582-1269

市民税・県民税申告の記載について

◎所得の種類

営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得
農 業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育、採卵、酪農品の生産から生ずる所得
不動産	土地や建物等の不動産、借地権等の不動産の上に存する権利、船舶や飛行機の貸付けによる所得
利 子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配などの所得
配 当	株式の配当、余剰金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託等を除く）の収益の分配の所得
給 与	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与等の所得
雑	公的年金等（年金・恩給）、生命保険の年金、事業所得に該当しない原稿料・講演料など、他の所得に当てはまらない所得
譲 渡	車両、機械、船舶、航空機、漁業権、著作権、特許権などの資産の譲渡による所得
一 時	懸賞の当選金、競馬・競輪等の払戻金、生命保険や損害保険の満期一時金など一時的に得た所得

◎給与所得の計算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額	
～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4＝A (千円未満端数切捨)	A×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－ 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。
(1) 特別障害者（特障）である (3) 特障の同一生計配偶者を有する
(2) 23歳未満の扶養親族を有する (4) 特障の扶養親族を有する
☆所得金額調整控除＝（給与等の収入金額－850万円）×0.1
なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円。

※給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び年金所得等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除される。

◎所得から差し引かれる金額

雑損控除 項番1	自己又は同一生計の家族・親族が災害（風水害・火災・冷害・雪害・獣害等）、盗難、横領により資産に損失を受けたとき ①<<差引損失額－所得金額の10％>> ②<<差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円>> ①～②のどちらか有利な金額が控除対象額				
医療費控除 項番2	自己又は同一生計の家族・親族の医療費を支払ったとき（『医療費控除の明細書』を作成の上、支払額を計算） ①（支払医療費－保険等補てん金）－<<10万円>>または<<所得金額の5％>>のどちらか少ない方 ②（薬局等で購入したスイッチOTC医薬品購入費－保険等補てん金）－12,000円 ①～②のどちらか有利な金額が控除対象額				
社会保険料控除 項番3	自己又は同一生計の家族・親族の負担すべき社会保険料を支払ったとき 支払保険料の全額が控除対象額 例）国民健康保険税・介護保険料・国民年金・国民年金基金等				
小規模企業共済等掛金控除 項番4	自身が契約した小規模企業共済の掛け金を支払ったとき 支払保険料の全額が控除対象額 例）中小企業基盤整備機構共済、iDeCo等				
生命保険料控除 項番5	自己又は同一生計の家族・親族の生命保険契約等（一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料）の掛金を支払ったとき 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）の場合 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）の場合 <table><tr><td>～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～ 限度額：35,000円</td><td>全額 掛金×1/2＋ 7,500円 掛金×1/4＋17,500円 35,000円</td></tr><tr><td>～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～ 限度額：28,000円</td><td>全額 掛金×1/2＋ 6,000円 掛金×1/4＋14,000円 28,000円</td></tr></table> * 一般生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料の複数の保険料がある場合 ⇒ 一般生命保険料控除額 ＋ 個人年金保険料控除額 ＋ 介護医療保険料控除額 ＝ 生命保険料控除額（限度額：70,000円）	～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～ 限度額：35,000円	全額 掛金×1/2＋ 7,500円 掛金×1/4＋17,500円 35,000円	～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～ 限度額：28,000円	全額 掛金×1/2＋ 6,000円 掛金×1/4＋14,000円 28,000円
～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～ 限度額：35,000円	全額 掛金×1/2＋ 7,500円 掛金×1/4＋17,500円 35,000円				
～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～ 限度額：28,000円	全額 掛金×1/2＋ 6,000円 掛金×1/4＋14,000円 28,000円				

◎所得から差し引かれる金額

	自己又は同一生計の家族・親族の地震保険契約等の掛金を支払ったとき																																																														
地震保険料控除 項番6	地震保険料の場合		旧長期損害保険料の場合																																																												
	地震保険料掛金×1/2 Max 25,000円		～5,000円 全額 5,001円～15,000円 支払金額×1/2+2,500円 15,001円～ Max 10,000円																																																												
	* 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 地震保険分控除額 + 旧長期損害保険分控除額 = 地震保険料控除額 * ただし、1つの保険契約の中で旧長期損害保険と地震保険の両方が備わっている場合、どちらか有利なほうを選択します。																																																														
【マ】 障害者控除 項番7	自己又は自己の控除対象となる配偶者・扶養親族が障害者であるとき 普通障害者 …控除額26万円 身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B 特別障害者 …控除額30万円 身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A 同居特別障害者 …控除額53万円 上記の特別障害者に該当し、納税者と同居している人																																																														
寡婦控除 ひとり親控除 項番8	寡婦控除	…控除額26万円	離婚…子以外の扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人 死別・生死不明…合計所得金額500万円以下の人																																																												
	ひとり親控除	…控除額30万円	婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者で、かつ合計所得金額が500万円以下の人																																																												
勤労学生控除 項番9	…控除額26万円 自身が学生であり合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得以外の所得が10万円以下のとき																																																														
【マ】 配偶者控除 老人配偶者控除 項番10	…控除額 最高33万円 自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき …控除額 最高38万円 上記の控除対象配偶者が満70歳（昭和30年1月1日以前生まれ）以上のとき * 自身の合計所得が900万円から1,000万円の間の場合、下表のように控除額が減額されます。 単位：万円																																																														
	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>配偶者控除</td><td>老人配偶者控除</td></tr><tr><td rowspan="4">納税者の給与収入 （合計所得金額）</td><td>～1,095（～900）</td><td>33万</td><td>38万</td></tr><tr><td>～1,145（～950）</td><td>22万</td><td>26万</td></tr><tr><td>～1,195（～1,000）</td><td>11万</td><td>13万</td></tr><tr><td>1,195～（1,000～）</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>			区 分		配偶者控除	老人配偶者控除	納税者の給与収入 （合計所得金額）	～1,095（～900）	33万	38万	～1,145（～950）	22万	26万	～1,195（～1,000）	11万	13万	1,195～（1,000～）	—	—																																											
	区 分		配偶者控除	老人配偶者控除																																																											
	納税者の給与収入 （合計所得金額）	～1,095（～900）	33万	38万																																																											
～1,145（～950）		22万	26万																																																												
～1,195（～1,000）		11万	13万																																																												
1,195～（1,000～）		—	—																																																												
【マ】 配偶者特別控除 項番11	…控除額 最高33万円 自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき * 自身の合計所得が900万円から1,000万円の間の場合、下表のように控除額が減額されます。 単位：万円																																																														
	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">区 分</td><td colspan="8">配偶者の給与収入（合計所得金額）</td></tr><tr><td>103～155（48～100）</td><td>～160（～105）</td><td>～166.8（～110）</td><td>～175.2（～115）</td><td>～183.2（～120）</td><td>～190.4（～125）</td><td>～197.2（～130）</td><td>～201.6（～133）</td><td>201.6超（133～）</td></tr><tr><td rowspan="4">納税者の給与収入 （合計所得金額）</td><td>～1,095（～900）</td><td>33万</td><td>31万</td><td>26万</td><td>21万</td><td>16万</td><td>11万</td><td>6万</td><td>3万</td><td>—</td></tr><tr><td>～1,145（～950）</td><td>22万</td><td>21万</td><td>18万</td><td>14万</td><td>11万</td><td>8万</td><td>4万</td><td>2万</td><td>—</td></tr><tr><td>～1,195（～1,000）</td><td>11万</td><td>11万</td><td>9万</td><td>7万</td><td>6万</td><td>4万</td><td>2万</td><td>1万</td><td>—</td></tr><tr><td>1,195～（1,000～）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>			区 分		配偶者の給与収入（合計所得金額）								103～155（48～100）	～160（～105）	～166.8（～110）	～175.2（～115）	～183.2（～120）	～190.4（～125）	～197.2（～130）	～201.6（～133）	201.6超（133～）	納税者の給与収入 （合計所得金額）	～1,095（～900）	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	—	～1,145（～950）	22万	21万	18万	14万	11万	8万	4万	2万	—	～1,195（～1,000）	11万	11万	9万	7万	6万	4万	2万	1万	—	1,195～（1,000～）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	区 分		配偶者の給与収入（合計所得金額）																																																												
			103～155（48～100）	～160（～105）	～166.8（～110）	～175.2（～115）	～183.2（～120）	～190.4（～125）	～197.2（～130）	～201.6（～133）	201.6超（133～）																																																				
	納税者の給与収入 （合計所得金額）	～1,095（～900）	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	—																																																				
		～1,145（～950）	22万	21万	18万	14万	11万	8万	4万	2万	—																																																				
～1,195（～1,000）		11万	11万	9万	7万	6万	4万	2万	1万	—																																																					
1,195～（1,000～）		—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																					
【マ】 扶養控除 項番12	自身と生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の者を有するとき（以下の区分に応じて控除） 年少扶養…控除額なし 平成21年1月2日以後生まれの人 一般扶養…控除額33万円 昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ及び平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人 特定扶養…控除額45万円 平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人 老人扶養…控除額38万円 昭和30年1月1日以前生まれの人 老人扶養（同居）…控除額45万円 上記の老人扶養で納税者と同居している人																																																														
基礎控除	…控除額43万円 合計所得金額が2,400万円以下の人 …控除額29万円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の人 …控除額15万円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の人 …控除額 0円 合計所得金額が2,500万円超の人																																																														

◎市民税・県民税申告書への記載について

* 営業等・農業・不動産所得は、申告書裏面の収支内訳を作成の上、表面の「収入金額」「必要経費」「所得金額」を記入します。
* 給与・年金所得については、収入金額を申告書の「収入金額」欄に記入し、各計算表で算出した所得金額を「所得金額」欄に記入します。
* 非課税所得（遺族年金・障害年金・増加恩給など）があるときは、「非課税所得」欄に記入します。
* 昨年中、無職・無収入であった場合、「所得金額」合計欄に「0」を記入します。
* 所得から差し引かれる金額は、申告書の <<所得から差し引かれる金額>> の各項番に必要事項と控除額を記入します。
* 申告書の <<所得金額>> と <<所得から差し引かれる金額>> は「合計」の記入までお願いします。
* 申告書には申告する方のマイナンバーの記載が必要です。
上記（所得から差し引かれる金額）の【マ】に該当する場合、控除対象者のマイナンバーも必要になります。

